

歩掛参考見積等募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年9月7日

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、両筑平野用水事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛等を募集するものです。

2. 参考見積書提出者の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次により提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な作業員（技術者）の人数等を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は別紙様式のとおりとしてください。
- (2) 提出期間 令和8年9月7日（月）から令和8年9月15日（火）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所 所長 前田 剛宏 宛
【担当】両筑平野用水管理所
〒838-0012
福岡県朝倉市江川 1660-67
TEL 0946 (25) 0113 FAX 0946 (25) 0133
E-Mail : nyukei_asakura@water.go.jp
- (4) 提出方法
参考見積書は原則、電子メール（社印省略可）により提出するものとします。
提出にあたっては、参考見積書または電子メールに担当部署及び氏名の記載をお願いいたします。

4. 参考見積内容

- (1) 基本条件
歩掛参考見積は、実績等に基づくものを参考に積み上げた標準的な歩掛とします。
- (2) 業務目的

両筑平野用水施設におけるストックマネジメントに係る機能診断結果を参考に、過去に策定された機能保全計画書の修正を行うものである。

(3) 作業項目・作業内容

作業項目・作業内容の詳細については、別紙見積仕様書のとおりとします。

(4) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

①本歩掛参考見積に適用する業務費の構成は、国土交通省が別に制定する「設計業務等標準積算基準書」（以下「基準書」という）に準じるものとします。

②歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記「(3)作業項目・作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を徴取します。

(5) 技術者等の職種と定義

国土交通省が公表している「令和８年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」及び「令和８年度公共工事設計労務単価」における「職種の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和８年９月７日（月）から令和８年９月１０日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（１２時００分から１３時００分までを除く）

(2) 提出場所：３．（３）に同じ

(3) 提出方法：３．（４）に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和８年９月１４日（月）から令和８年９月１５日（火）まで

(2) 閲覧方法：本募集要領を掲載したホームページを確認願います。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出して頂いた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 問い合わせ先

３．（３）の提出先に同じ。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上

両筑平野用水施設機能保全計画修正等業務（仮称）

見 積 仕 様 書

令和8年9月

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

第1章 総 則

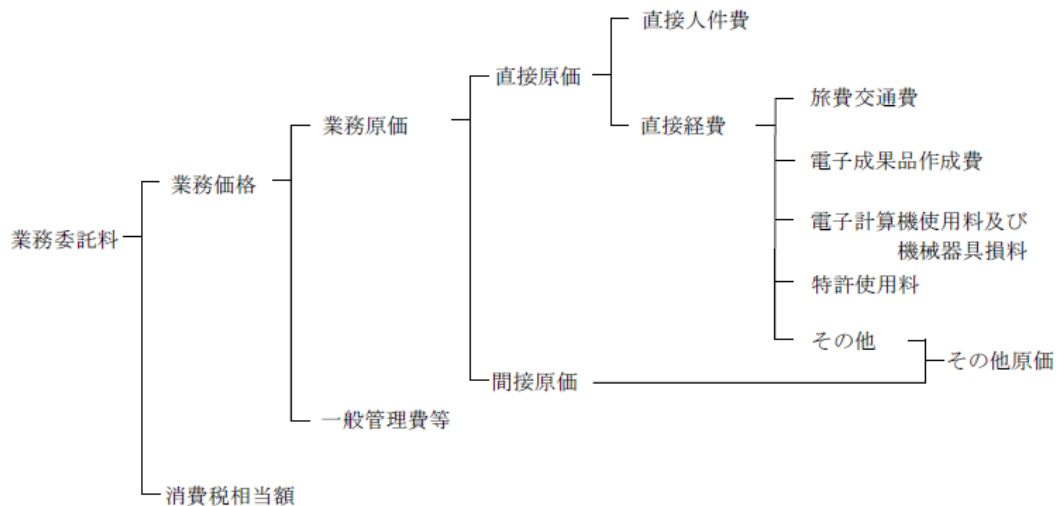
1.業務目的

本業務は、両筑平野用水施設におけるストックマネジメントに係る機能診断結果を参考に、施設の劣化状況を確認し、過去に策定された機能保全計画書の修正を行うものである。

上記に必要な直接人件費および機械経費について見積徴取を依頼する。それ以外の直接経費、間接原価、一般管理費等については、独立行政法人水資源機構（以下「水機構」という。）が制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」の設計業務等積算基準に基づくものとする。

納品場所：福岡県朝倉市江川1660-67（両筑平野用水管理所）

（参考：積算体系）



2.見積りの前提条件

2-1 既存資料

以下の既存資料があり、必要に応じ貸与することを前提として見積りを行うものである。

- ① 施設の管理用図面
- ② 両筑平野用水二期事業工事完成図面
- ③ 過年度までのストックマネジメントに関する調査報告書
 - 平成 28 年度両筑平野用水施設機能診断調査業務
 - 平成 29 年度両筑平野用水施設機能保全計画更新等業務
 - 令和 3 年度両筑平野用水機能診断等業務
 - 令和 3 年度両筑平野用水機能保全計画策定業務
 - 両筑平野用水施設機能診断調査等業務（令和5年7月）
 - 寺内導水路他施設機能診断調査等業務（令和6年3月）
 - 両筑平野用水施設機能診断調査等業務（令和8年3月）
- ④ 江川ダムの維持管理に関する資料

⑤ その他、調査職員が必要と認めたもの

2-2 準拠基準等

以下の基準類によって施設機能保全計画書の修正を行うものとする。

- (1) 水路等施設の機能保全の手引き(案):独立行政法人水資源機構(令和3年2月)
- (2) リスクを考慮した機能保全対策の検討に関する手引き(案)
:独立行政法人水資源機構(平成27年3月)
- (3) 水路工設計指針:独立行政法人水資源機構
- (4) 農業水利施設の機能保全の手引き(令和5年4月)
- (5) 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」(平成28年8月)
- (6) 農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」(平成28年8月)
- (7) 農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」(令和8年3月)
- (8) 農業用ダム機能診断マニュアル(平成30年4月)
- (9) 農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「開水路編」
- (10) 農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「水路トンネル編」
- (11) 農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「パイプライン編」
- (12) 2022年制定コンクリート共通示方書 維持管理編
(2023年3月) 公益社団法人土木学会

3. 機能保全計画書修正

3-1 業務準備

機能保全計画書の修正を行うにあたり、貸与資料の把握、必要に応じて資料収集等を行うとともに、業務内容を十分検討するものとする。

3-2 現地踏査

過年度までの調査結果等に基づき巡回目視により変化を概括的に把握し、その結果を記録するとともに、主な劣化要因の推定を行うものとする。

なお、巡回目視には、簡易な器具による測定を含むものとする。

3-3 機能保全計画書修正[コンクリートダム]

3-3-1 機能保全計画書の修正

- (1) 貸与資料に示す施設機能保全計画書において設定された対策工法及び対策シナリオに基づき算定されている機能保全コストについて、調査職員が指示する計画開始年及び単価適用年月で施工単価等の見直しを行い、再算定を行うものとする。また、機能保全コスト再算定により貸与資料に示す機能保全計画に変更が生じた場合には必要に応じて修正を行うものとする。
- (2) 貸与資料に示す施設機能保全計画書に記載されている施設監視計画について、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等の観点から検討し、その内容に基づき施設監視計画の修正を行うものとする。
- (3) 上記(1)～(2)の成果に基づき貸与資料に示す計画書を修正するものとする。

3-3-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

3-4 機能保全計画書修正[コンクリート構造物(線的構造物又は点的構造物)]

3-4-1 機能保全計画書の修正

- (1) 貸与資料に示す施設機能保全計画書において設定された対策工法及び対策シナリオに基づき算定されている機能保全コストについて、調査職員が指示する計画開始年及び単価適用年月で施工単価等の見直しを行い、再算定を行うものとする。また、機能保全コスト再算定により貸与資料に示す機能保全計画に変更が生じた場合には必要に応じて修正を行うものとする。
- (2) 貸与資料に示す施設機能保全計画書に記載されている施設監視計画について、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等の観点から検討し、その内容に基づき施設監視計画の修正を行うものとする。
- (3) 上記(1)～(2)の成果に基づき貸与資料に示す計画書を修正するものとする。

3-4-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

3-5 機能保全計画書修正[パイプライン]

3-5-1 機能保全計画書の修正

- (1) 貸与資料に示す施設機能保全計画書において設定された対策工法及び対策シナリオに基づき算定されている機能保全コストについて、調査職員が指示する計画開始年及び単価適用年月で施工単価等の見直しを行い、再算定を行うものとする。また、機能保全コスト再算定により貸与資料に示す機能保全計画に変更が生じた場合には必要に応じて修正を行うものとする。
- (2) 貸与資料に示す施設機能保全計画書に記載されている施設監視計画について、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等の観点から検討し、その内容に基づき施設監視計画の修正を行うものとする。
- (3) 上記(1)～(2)の成果に基づき貸与資料に示す計画書を修正するものとする。

3-5-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

－ 以 上 －

位置図

